

～一位三薬局で行うサービス内容のご案内～

お知らせ①

当薬局は抗原検査キットを販売しております。

※在庫がない場合がございますので、事前にお問い合わせ下さい。

お知らせ②

災害や新興感染症が発生した場合には、医薬品の供給や衛生管理を通して、地域のみなさまをサポートする体制を整えています。

マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認に対応しています。利用にご同意いただくことで、薬剤師が健診情報や処方されたお薬の情報を確認でき、患者さまをサポートいたします。

お知らせ③

保険外費用について～

患者様の希望に基づいて一包化をする場合

1包・・・・・・・・・・10円 ※最大1000円まで

(例) 1日3回毎食後 7日分の場合=210円

1日3回毎食後 50日分の場合 1000円

軟膏容器・水剤容器・・・・・・・・1個40円

配達料・・・・・・・・・・500円 ※配達止む無い時のみに限ります。

オンライン服薬指導サービス料・1000円

お知らせ④

令和6年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組み

～長期収載品の選定療養について～

*後発医薬品があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

*この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

機能・サービス

マイナ保険証・・・・・・・・マイナンバーカードを健康保険証として利用することができるようになりました。現行の健康保険証は2024年12月2日から新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに変わりました。

オンライン服薬指導・・・・・・・・専用サイト“[KAITOS](#)”からの予約になります。

電子処方箋・・・従来の紙の処方箋を電子化したものです。医療機関で希望の旨をご相談ください。※対応していない医療機関もございます。

在宅医療・・・患者様のご自宅や高齢者施設を訪問し、他の医療・介護従事者と連携しながら薬物治療をサポートします。

対応可能な保険調

在宅医療 生活保護 結核医療 原爆
労災 難病・小児慢性特定疾病

当薬局における医療 DX 推進体制について

- オンライン資格確認システムを通じて患者様の診療情報、薬剤情報等
を取得し、調剤や服薬指導等を行う際に当該情報を閲覧し、活用する
体制を整備しています。
- マイナンバーカードの健康保険証利用を推進する等、医療DXを通じて
質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- 電子処方箋を活用し、医療DXに係る取組を実施しています。

医療情報取得加算について

当薬局はオンライン資格確認を行う体制を有しています。
患者様に対して、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して質の高い
保険調剤の提供に努めています。
調剤時（12 ヶ月に 1 回に限り算定）・・・・・・・・・・ 1 点
正確な情報を取得し活用するために、マイナ保険証のご利用について
ご理解・ご協力いただきますよう、よろしくお願い致します。
ご不明な点がございましたら、お気軽にスタッフまでお問合せ下さい。



施設基準の届出

調剤基本料 1 後発医薬品調剤体制加算 3
連携強化加算 医療 DX 推進体制整備加算

居宅療養管理指導に関する運営規定の概要等の重要事項

通常の事業の実施地域
新潟県三条市 嵐南地域中心

従業者の職種、員数及び職務内容
薬剤師（常勤 1 名、非常勤 2 名）
事務員（常勤 2 名、非常勤 0 名）

指定居宅療養管理指導事業者 運営規程

日薬介護保険対策特別委員会作成 平成 1
2 年 3 月 6 日作成

日薬職能対策委員会 高齢者・介護保険等検討会 平成 1 8 年 8 月一部改定

（事業の目的）

第 1 条

1. 一位三薬局（指定居宅サービス事業者）が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、一位三薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅

において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営の方針)

第2条

1. 要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - ・保険薬局であること。
 - ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
 - ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
 - ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
 - ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

(従業者の職種、員数)

第3条

1. 従業者について
 - ・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
 - ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
 - ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
2. 管理者について
 - ・常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、一位三薬局の管理者との兼務を可とする。

(職務の内容)

第4条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。

2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

(営業日および営業時間)

第5条

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始（12月31日～1月3日）を除く。
2. 通常、月、火、木、金曜日 9：00～13：00／14：00～18：00
水、土曜日 9：00～13：00 とする。
3. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

(通常の事業の実施地域)

第6条

1. 通常の実施地域は、新潟県 三条市 嵐南地区を中心とする。

(指定居宅療養管理指導等の内容)

第7条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
 - ・処方せんによる調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
 - ・薬剤服用歴の管理
 - ・薬剤等の居宅への配送
 - ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
 - ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
 - ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
 - ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
 - ・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
 - ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
 - ・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
 - ・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
 - ・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
 - ・在宅医療機器、用具、材料等の供給
 - ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
 - ・その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

(利用料その他の費用の額)

第8条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(その他運営に関する重要事項)

第10条

1. 一位三薬局は、社会的使命を十分認識し、従業員の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、一位三薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は令和7年4月1日より施行する。